



JASDAQ

平成25年8月1日

各 位

会 社 名 株式会社セプテーニ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 光紀
(JASDAQ コード番号 4293)
問合せ先 常務取締役 清水 一身
(TEL. 03 - 6863 - 5623)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月1日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、100株を1単元とする単元株制度を採用するとともに、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、1株につき200株の割合で株式分割をいたします。これにより、投資単位の金額は実質的に現在の2分の1になります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日（月曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年9月30日最終の発行済株式総数に199を乗じた株式数といたします。

なお、平成25年8月1日現在の発行済株式総数をもとに試算すると以下の通りとなります。

① 株式分割前の発行済株式総数	134,981株
② 今回の分割により増加する株式数	26,861,219株
③ 株式分割後の発行済株式総数	26,996,200株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	74,016,000株

(注) 上記①～③の株式数は、株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使によって増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成25年9月13日（金曜日）
② 基準日	平成25年9月30日（月曜日）
③ 効力発生日	平成25年10月1日（火曜日）

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日(火曜日)

※平成25年9月26日(木曜日)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会の決議により、平成25年10月1日(火曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰下げます。
- ④ 現行定款第6条の変更及び第7条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>370,080株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>74,016,000株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第48条(条文省略)	第8条～第49条(現行どおり)
(新設)	附則 第1条 第6条の変更及び第7条の新設並び にこれに伴う条数の繰り下げの効力発 生日は、 <u>平成25年10月1日</u> とする。 なお、本附則は、効力発生日をもつ て <u>削除する</u> 。

5. その他

- (1) 今回の株式分割は平成25年10月1日を効力発生日としておりますので、平成25年9月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。具体的な配当予想については、本日発表の「平成25年9月期通期連結業績予想及び配当予想に関するお知らせ」をご参照ください。
- (2) 株式分割の効力発生に伴い、当社の配当方針のうち1株当たり年間配当金の下限額を現状の1,000円から5円に変更いたします。(平成26年9月期以降の配当に適用)
- (3) 当社が発行している新株予約権について、今回の株式分割に伴う1株当たり権利行使価額の調整はございません。

以上